

通 報

協定第 10.6 条に従い、以下の通報を回付する。

1. 通報国	日本国
2. 所管省庁	厚生労働省
3. 通報の根拠規定	第 2 条第 9. 2
4. 対象品目及び関税番号	第一種圧力容器 (労働安全衛生法施行令第 12 条第 2 号) (7311.00 000 圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器) 第二種圧力容器 (労働安全衛生法施行令第 13 条第 1 項) (7311.00 000 圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器)
5. 件名	第一種圧力容器及び第二種圧力容器に係る労働安全衛生法 関係法令の見直しについて
6. 内容	第一種圧力容器及び第二種圧力容器の圧力を受ける板の最 小厚さから腐れ代 (供用期間中に予想される腐食及び摩耗に 対する板厚の余裕) を除くとともに、最新の日本工業規格と 整合性を図るため、構造規格について所要の改正を行う。
7. 目的	第一種圧力容器及び第二種圧力容器による労働者の災害を 防止するため労働安全衛生法関係法令を改正するものであ る。
8. 関連文書	労働安全衛生法令、改正された時に官報に公示する。
9. 適用日	平成 28 年 10 月 (予定)
10. 意見提出期限	平成 28 年●月●日
11. 資料入手先	照会窓口 : 外務省 経済局 国際貿易課 Fax: (+81 3) 5501 8343 E-mail: enquiry@mofa.go.jp